

令和5年度第2回鹿沼市使用料手数料等審議会

報告日：令和5年10月10日

名 称	令和5年度第2回鹿沼市使用料手数料等審議会		
日 時	令和5年10月5日（木）10時00分～11時00分		
場 所	本庁4階 大会議室		
出 席 者	委員：山賀、柴田、横尾(勝)、山崎、小林、黒田、長峰、小杉、上田、山中、小太刀、横尾(武)、藤田		
	事務局：秋澤総合政策部長、財政課（半田課長、野口係長、向井主任主事、天海主事）		
	担当部局：行政経営部税務課（鈴木課長）、納税課（小林課長）		
	市民部市民課（青木課長）都市建設部建築指導課（埴課長）		
	関口環境部長、廃棄物対策課（金子課長、橋本係長、小磯主事）		
	郷教育次長、スポーツ振興課（神山課長、石川係長、安納主任主事）		
	<p>1 開会：半田課長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・14名中13名の委員の出席により、会議成立 <p>2 市長挨拶：佐藤市長</p> <p>3 新委員紹介(2名)：半田課長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小林委員、横尾（武）委員 <p>4 審議会への諮問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐藤市長より山賀会長へ「5審議事項」3件について諮問 <p>5 審議事項</p> <p>(1)「証明書等発行及び督促」手数料（改定）※説明：半田課長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原案どおり可決（質疑応答は別紙のとおり） <p>(2)「廃棄物処理」手数料（改定）※説明：金子課長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原案通り可決（質疑応答は別紙のとおり） <p>(3)「スポーツ施設」使用料（改定）※神山課長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原案通り可決（質疑応答は別紙のとおり） <p>6 審議会からの答申</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山賀会長より佐藤市長へ3件の使用料について、「適正」と答申 <p>7 閉会：半田課長</p> <p style="text-align: right;">以上</p>		
配布資料	令和5年度第2回鹿沼市使用料手数料等審議会 資料		
次回予定	令和6年1月26日（金）10：00		
記 録 者	財政課 向井主任主事		
鹿沼市審議会等の会議の公開に関する要綱第2条に基づく審議会等の公開状況 (該当する審議会等以外の会議・打合せ等については記入不要)			
公開・非公開の別	公 開	非公開	(公開の場合) 傍聴人数 0人

質疑応答記録

5 審議事項

(1)「証明書等発行及び督促」手数料(改定)について

藤田委員：私の方から二つお聞きしたいです。一つは今回見直しによる、この手数料の収入額がいくらからいくらになるのか見込みの額を教えてくださいと思います。
あと、このコンビニと窓口の利用割合、現状をお聞かせください。

青木課長：令和4年度実績でご説明させていただきます。市民課が所管しております、住民票、印鑑証明についてですが、窓口の発行総数が、住民票が35,636件、印鑑証明が21,345件、合計が56,981件です。単純計算をして、こちらの方に100円をかけていただきますと、5,698,100円の増となります。

次にコンビニ交付です。同じく住民票の発行総数が5,374件、印鑑証明が4,066件です。合計で9,440件となっております。こちらに同じように単純計算で50円を掛けますと、総額が472,000円となります。合計しますと6,170,100円となります。

次に窓口交付とコンビニ交付の割合ですが、こちらも同じく市民課所管のものについてのみお答えさせていただきます。住民票及び印鑑証明ですが、窓口の交付の方が先ほど申し上げた56,981件、コンビニ交付が9,440件ということで、全体の割合として、窓口が86%。コンビニ交付が約14%となっております。

藤田委員：最初に説明がありましたとおり、窓口の混雑緩和のために、コンビニでの発行を安く設定しているというお話だったかと思いますが、今後もコンビニ利用を進めていくという方針でよろしいでしょうか。

青木課長：先ほど冒頭財政課の方から説明があったとおりにはなりますが、具体的にマイナンバーカードの利用のメリットは、料金が窓口よりも安い、あるいは朝の6時半から夜の11時まで、土日祝日関係なく取得できるという具体的なメリットを示すことで、市民がマイナンバーカードを取得しようとする動機づけがされることと同時に、コンビニの利用促進により窓口の混雑緩和を目的としております。

黒田委員：人件費が原価の方に算定で入っているかと思いますが、コンビニの手数料が実際原価としてかかっているところが伝えていただいた点だと思います。窓口の割合とコンビニの割合が変わってくると、実際その反転が起こると思います。コンビニの割合を何%にするという指標等があるのかというところをお答えいただきたいです。

青木課長：これまでのコンビニ交付の伸び率ですが、コロナウィルスの影響がありましたので多少の変動はありますが、前年比約1.8倍で増加しております。特に令和5年度は経済活動が活発になったということで、2倍の割合で今のところ推移している状況になっ

ております。ご質問がありました点については、今細かい計算はできませんが、説明資料1の5ページの算定表その他のところに「J-LIS 負担金」、「TKC コンビニ交付システム」、「J-LIS 委託料」の料金が示してあります。こちらの方は固定料金となっております。ですから、委員がおっしゃるとおり、利用者の方が増えれば、原価計算が今400円になっていますが、原価は下がっていきます。総数については、どのくらいで原価と同じくらいになるかっていうのは今お答えできないですが、あくまで固定料金になっておりますので、当然利用者の方が増えれば、そちらの原価率も下がるという計算になっています。

藤田委員：先ほどお伺いして前年比でこの算定でいくと600万先プラスになるということですが、そもそも何値上げすることが、メリットがあるのかなというのが正直ベースにありまして、600万円ぐらいという言い方は失礼ですが、400億円とかある市の財政の中で、ここを値上げすることを今やらなくてもいいのかなというのが正直あります。このほかにも二つ案件はありますがこのあとの二つと違う感じがしています。鹿沼市は別に上げないでいくという方針があっても、財政的にそんな辛くないのではというところがあります。その考えをお聞きしたいと思います。200円と300円の差は大きいかもしれないが金額的には小さいので今これを上げる必要性、まして生活コストの上昇傾向にあるからこそ今抑えている方がいいのではないかと思います。

半田課長：使用料手数料の料金設定の考え方になりますが、市が特定の人のために何らかのサービスを提供することにおきまして、特定の人を受け取る利益に対して、そのサービスを提供したことにより、関係する経費につきましては、その方が負担していただくというのが大前提の原則になっています。今お話をいただきましたこのタイミングでという形にはなりますが、住民票関係等につきましては全市民が関係することになっています。そういうような状況になりますがそれぞれにおきまして、住民票を取得するコストにつきましては、それだけのコストがかかっているという形を、その方に負担していただくというのが原則になっています。財政課の考え方としましては、公益並びに公平性の観点という形で改定を提案させていただきたいと考えています。

藤田委員：自分は考えが逆なのかもしれないですけども、例えばスポーツ施設とかの方は利用する方が特定されるので上げても仕方ないと思います。ただ、住民票とかというのは誰でも関係してくるってところがある気がするので、割合的な感覚なのかもしれないですけども。だから、スポーツ施設の方は上げたとしても、証明書の方は上げなくてもいいとか、そういう考え方も逆にあるのではないかなと感じています。もう少しご説明いただけたらありがたいなと思います。

秋澤部長：補足的な説明になりますので私の方から説明させていただきたいと思います。先ほど財政課長の方から説明したものがまず第1点の柱になるわけですが、受益者負担の原則。先ほど委員の方から、これはすべての市民が関係するのではないかというお話が

ありましたが、現実的にはこの証明書を取りに来るお客様というのは、すべての市民が取りに来るわけではないというふうにとらえています。やはり発行に係る経費ですが、手数料として安いままにした場合、残った経費の部分は誰が負担していくかというふうにと考えると、証明書を取りに来ていない市民の方の税で賄うこととなります。ということは、やはり公平性の確保というのを第1に考えると、相応の手数料を徴収するのが公平性の確保に繋がると考えております。ただそう言っても、取りに来た方に全額を負担していただくというのは、すべての市民に関係するものですから、すべての料金をその方だけにご負担していただくというのではなくて、その一部は市の一般財源の方から補填をして、発行手数料に充てますけれども、やはり相応の率の分については、取りに来た方にご負担をいただくというのが、公平性の確保に第一に繋がるのではないかと思います。

それと、先ほど委員の方からこの600万円ぐらいだけだったら、予算総額約400億円の中ではそんなに大きい金額ではないのではないかという話でしたが、私ども財政部門としてはそのようにはとらえておりません。一般財源として600万円が浮くことで、より市民サービスに役立てることができると考えています。そしてこの600万という金額があくまでも住民票と印鑑証明の部分だけになります。

前回の改定というのが栗野町と合併をした17年前であり、17年間料金改定をしてこなかったということがあります。この経費にかかる部分っていうのが、現実として上がっているという問題もありますので、ここで料金改定というような形にさせていただいて、それでも他市とは同程度のご負担ということですので、これについて今回ご提案させていただきますので、ご理解をいただければと思いますのでよろしく願いいたします。

(2)「廃棄物処理」手数料(改定)

藤田委員：事業系ごみの手数料のところ、今回料金改定すると県内トップになるわけですが、あえて思い切って県内トップにしていこうという何か意図的なものを、政策的考えがありましたら、そこをお聞きしたいと思います。というのは県内と大体比べて、上限に合わせると思います。例えばこれでいくと、250円とかに抑えておくという考えがあるかと思いますが、やはり300円、上限まであげるというその考えをお聞きしたいと思います。

あと一つ、資源物の方ですが、売り払い収入との兼ね合いというのはどのように算定されているのかを確認したいと思います。

橋本係長：思い切って300円に上げたところですが、事業系の燃やさないごみがもともと300円というのもありまして、やはりそれに合わせる形で300円に設定させていただいたところがあります。

資源物につきましては、無料というところから、やっぱり300円にいきなり上げるのは、激変緩和というわけではないですが影響が大きいということで、一応家庭系の持ち込みも250円ということですので、それに合わせるような形で設定させていただき

ました。

売り払いのお話も出たのですが、やはり資源物の売り払いということで、売上金額もあるのですが、紙類とか少し値が下がっているところがあります。持っていったりするの負担もあるということで、先ほどもお話をさせていただいたように、家庭系の持ち込みの資源物も250円にさせていただいているので、それに合わせる形ということで、250円で設定させていただいた次第であります。

藤田委員：事業系のごみは燃やさないごみに合わせたというところでそれはわからなくはないですけど、トップになるということはそれなりの覚悟でやるということで。あと売り払いの方ですが、やはりそこは市民の皆さんに説明ができた方がいいのではないかなと思います。売り払いの収入これぐらいしかないとか、売り払いにしても経費がかかってしまうとか。特に紙類に関しては無料だったのが有料になるわけなので。実際に市では紙を売っているというふうにみんな思っていると思います。その説明というのは必要なかなと思いますが、それについてもう1回説明をお願いします。

橋本係長：売り払いについては、缶類、紙類とかいろいろありますが、合計の数字で言いますと65,858,193円の売り払いがあります。しかし業者に持っていく運搬の経費もあり、そのほか原価計算から見ても経費がかかっています。そのような形でご理解いただければと思います。

(3)「スポーツ施設」使用料(改定)

横尾(武)委員：(料金を)廃止した理由というのを教えていただけますか。

神山課長：廃止の部分、一つ目はサウナ室でございますが、現在故障している状況でございます。こちら修繕費が非常に高額であること、それから仮に修繕した場合に、ランニングコストが非常に高額になることが見込まれます。そうしますと非常に高額の利用料金を取らなければならないということになりますので現実的ではないということから今回廃止をさせていただきたいということです。

横尾(武)委員：これは一般的にそれを廃止して利用できない人たちがいっぱいできるという認識ではないということでしょうか。

神山課長：サウナそのものは利用できなくなりますが、別にシャワールームがございまして、シャワーをお使いいただくことは可能ですので、通常のスポーツ施設の利用には支障がないというふうに考えております。

以上